

令和6年第8回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年9月3日（令和6年8月21日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年9月13日（金） 午前9時30分
 閉会 午後2時31分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	欠員	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	欠員	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	白須 寿	総務課長補佐	新屋 聡士
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長補佐	新井 紀弘	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃	監査委員	森脇 義博	医療福祉政策課長補佐	峽戸 真理恵

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和6年第8回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和6年9月13日（金）午前9時30分開議

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願第1号 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について（請願）

日程第4 請願第2号 学校給食費の無償化を求める意見書提出について（請願）

日程第5 請願第3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

日程第6 認定第1号 令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定

日程第7 認定第2号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第8 認定第3号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第9 認定第4号 令和5年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第10 認定第5号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第11 認定第6号 令和5年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第12 認定第7号 令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定

日程第13 議案第85号 邑南町職員定数条例の一部改正

- 日程第14 議案第86号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部改正
- 日程第15 議案第87号 邑南町税条例の一部改正
- 日程第16 議案第88号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
- 日程第17 議案第89号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正
- 日程第18 議案第90号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第19 議案第91号 工事請負契約の締結
- 日程第20 議案第92号 指定管理期間の変更
- 日程第21 議案第93号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議
- 日程第22 議案第94号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号
- 日程第23 議案第95号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号
- 日程第24 議案第96号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第25 議案第97号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第1号
- 日程第26 議案第98号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号
- 日程第27 議案第99号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号
- 日程第28 議案第100号 工事請負契約の締結
- 日程第29 議案第101号 財産の取得（追認）
- 日程第30 議案第102号 財産の取得（追認）

日程第31 閉会中の継続審査または継続調査の付託

日程第32 議員派遣

令和6年第8回邑南町議会定例会議事日程（第5号の追加1）

令和6年9月13日（金）

追加日程第1 発委第3号 介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める
意見書の提出

追加日程第2 発委第4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正
を求める意見書」の提出

令和6年第8回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

【令和6年9月13日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。なお、本日も暑くなることが予想されますので、暑いと思われましたら上着のほうはお取りいただいて結構でございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。9番漆谷議員。11番中村議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 一般質問）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、通告順位第9号宮田議員登壇をお願いします。

（宮田議員登壇 「拍手」あり）

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●石橋議長（石橋純二） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい。おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●宮田議員（宮田博） 8番宮田博でございます。9月の定例会に当たりまして、通告いたしております質問を進めてまいりたいと思います。今回もいつも申し上げておりますが、いわゆる議会の使命そして議員の職責を果たすということで質問をいたします。通告は1点ほどしております。持続可能なまちづくりはということで、これに絡む事項について何点か議論を進めてまいりたいと思っております。まず最初に、持続可能なまちづくりはということで、行財政改善の進捗状況についての議論を進めたいと思っております。町長は間もなく、5期20年の任期を迎えられます。昨日9番議員からも、この20年間の自己評価について質問があり、縷々答弁をしておられました。その中で昨年12月、私もしましたが小中学校の統廃合に対する答弁。私のときには統廃合は教育委員会が考えることだと、もうさらっと答弁をされました。ところが昨日の答弁では、また元の、いわゆる立候補以来の公約に戻っているなと感じました。この数か月間で、なぜここまで変わるのかなということも一つはあります。それはさておき、以前にもこの一般質問等々で申し上げております。町長就任の平成16年ですがこの当時、旧3町村が合併をしてそれぞれの財政の状況あるいは合併直前のインフラの整備等々で、財務状況というのは厳しいものがあったという記録等々、あるいは2年後ぐらいだったですか、私も行財政改善のほうに携わったこともありますので記憶をしております。就任されましてから2年後になりますが、平成の18年から邑南町行財政改革大綱あるいは邑南町集中改革プラン、そしてまた邑南町定員適正化計画等々の諸施策を策定されまして、この改革に取り組んでこられたということは認識をしております。結果として、組織機構の改編あるいは職員数の削減、それから財政健全化への取組、さらには地区別戦略等々の取組によって、積極的に人口の減少対策に取り組んでこられたと思っております。UIターン者の増加など、この時点においては一定の効果があったなと思っております。その後合併特例措置、これがずっと段階的に縮小縮減をされていく。本町は御案内のようにほとんどが依存財源です。これからの町の財政が厳しくなることも危惧され予想されて、更に平成30年9月に第1次邑南町行財政改善計画、これを策定して昨年の3月まで取り組んできております。今回この質問に取り上げましたのは本年5月に策定をした、第2次邑南町行財政改善計画においてこれまで取り組んできた第1次行財政改善計画の評価がされております。これを読んで、疑念そして失望を感じたところでございます。この第2次の改善計画第1ページ目、はじめにと

いうことで町長の所見が述べてあります。ここに書かれている中では、一定の成果を上げたという記述もあります。しかし、これをずっと開いていってよく読んでみますと、4ページにこの第1次行財政改善計画の評価という欄がまたあります。本当に長年かけてやったにしては、シンプルな評価だなと感じたところでございます。最初の町長のはじめにのほうでは、一定の評価うんぬんでやったと言いながらも、片やこちらのほうでは、できていないあるいは評価がされていないということが見受けられました。この点について、なぜかということもありますので、質問をいたしたいと思います。まず最初の質問では、邑南町行財政改善計画で一定の成果を上げた。これは最初のはじめにというところを書いてあります。これが計画書の4ページに書かれているところでは、組織機構の改編、定員適正化をはじめ事務事業の見直しについては、一定の成果も上げてきたという書き出しになっております。この食い違いができたのはなぜか。同じ取組をして評価をしておるにもかかわらず、なぜこういう片やしたよと、できたよと、でも片やその評価もしていない。特に、事務事業の見直しについては評価がされてないんですよ。第1次評価って書いてありますところではこの目標達成をしたというんですが、組織機構の改編の成果、具体的にはどのような改編をして、どのような成果があったのか。第1次の段階でです。それから定員適正化推進の成果、これも目標を達成したと。確かにこの定員適正化については、邑南町定員適正化計画、平成31年の3月に立てられたものもありますので、私もこれとの整合性がどうなってるのかなというところも見さしていただきましたが、整合性があるようでないような感じを、まず受けました。先ほど申しましたような事務事業の見直しについては評価されていない。これはなぜなのか。この3点について答弁をお願いします。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 第1次邑南町行財政改善計画において、一定の成果を上げたとしている項目について、どのような成果を上げたのかという御質問でございます。まずはじめに、第1次邑南町行財政改善計画におきましては、行財政改善実施計画を別途作成をして、その中で具体的な目標を定めて実行をしまいいりました。その目標に対して、成果としてどうであったかという説明をさせていただきたいと思います。まず、組織機構の改編の成果につきましては、課の数を18から2又は3減少させるということについて、現在において2課減少している状況であります。2つ目として、9室を係化し事務整理を行うということに対して、法令に基づく出納室を除いて全ての室を係化しておりま



す。次に、実施計画を推進していく上で新たに項目として追加をさせていただいた目標があります。働き方改革に対して本町では令和4年10月から、県内でもいち早くフレックスタイム制度導入をさせていただきました。4つ目として、公民館の機能の見直しということであります。新たにコミュニティのあり方が検討されまして、地域運営組織設立検討されている現状におきまして、公民館のあり方・職員配置などについては、今後も継続して検討していかなければならないと思っております。5つ目の目標ですが、内部統制に対しては令和4年度に基本方針を策定し取り組んでおります。令和4年度・令和5年度、評価報告書をそれぞれ作成し監査委員に審査をお願いをし、令和6年度においても改善を加えながら同様に取り組んでおります。6つ目のDX推進につきましては、これまで職員の研修を積み重ねてまいりました。職員自ら、DX化すべき業務を見つけ出す意識能力も醸成されつつあると思っております。次に、定員適正化の推進ということにつきましては、類似団体の状況を踏まえた定員適正化計画を作成し、行政のスリム化を目指すということに対して、先ほどおっしゃっていただきました平成31年3月に定員適正化計画を策定し、令和10年度末の職員数を202人とするという目標を掲げております。現在職員数は、令和6年4月1日時点で212人ということで、計画に基づく定員適正化が図られつつあると思っております。次に、定年制度の導入を踏まえた定員の適正化を図るということにつきましては、令和4年度に定年延長制度を整え令和5年度から導入をしております。現在、定年延長対象職員の希望に応じた任用を行っており、適切な定員管理を実施していると思っております。最後に事務事業の見直しの成果でございますが、重点施策などの通常業務化これは3年程度で通常業務化し、初期の目標を達成した事業を廃止していくということでもあります。それから、業務の平準化、業務の複数担当制の確立による事務事業の整理合理化ということに対しましては、しごとづくりセンターを他の事業主体へ移管したこと、それからA級グルメ構想を地産地消や食育の推進に方向転換し次のステップに移行させたことなどが挙げられると思っております。事務事業の整理合理化については議員おっしゃっていただきましたように、まだまだ道半ばでございますので、今後も引き続き検討していかなければならないと考えております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 今答弁をいただいたんですけど、第1次の邑南町行財政改善計画の評価、この4ページにある。お手元にあれば確認して欲しいんですが、①②について

は、全体の課題としてあって柔軟な取り組みや見直しができなかった、できなかったということが、今課長のほうでは確かに内部統制等々については、取り組んでいただいておりますが、ここではできなかったということであるので、なぜかなという疑念もあって改めて質問をしたところでございます。答弁の中でも定員適正化の推進の成果ということで答弁をいただきましたが、計画の中ではこれも1ページにあるんですが、私もこれはちょっとでなしに非常に気になるところ。この評価においては、第一に類似団体の数値を基礎。類似団体の数値っていうのはこれは細かいものじゃないと思うんですよ。人口規模であるとかアバウト的なことがある。そうではなくてそのあとに書いてある邑南町の特性を踏まえた、類似団体のとおりしようと思ってもなかなかそれはできないと思います。逆に言っても、邑南町の厳しい特性を踏まえた数値目標というのもこれもまた厳しいと思う。というのが町面積にしても県内のある市よりかは広い面積があるし、それから住居も点在している。いろんな施設整備にしても広範囲にわたってしなければならない。そういったところで、当然職員の数も類似団体の人口規模等々に比較しても、これはマッチしないんじゃないかなというような気がしております。そういったところをより精査をされて、しかも評価計画書の中にもありますけど義務的な経費、人件費あるいは交際費、扶助費そういったものが非常に高止まりをしている。これはもう変えようと思って変えることのできない経費なんですよ。これが高水準に推移するということは、更に財政も硬直化していくんじゃないか。これもちゃんとここに書いております。この辺の評価はきちんとしているんです。そういう状況の中にあって本当にこのような、今総務課長が述べられたような適正化216を202にしますよ。これも非常に厳しいところもあると思うんです。今言ったように立地条件とか。とは言えしなくてはいけない。じゃあどうしてするのかというところをしっかりとさせていただきたいんです。この項について答弁がいただければ、お願いします。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 今後の定員適正化に向けての取り組みにつきましては、先ほども説明をさせていただきました定員適正化計画が令和10年度までの計画でございます。現状においては、令和10年度末の職員数を202人にするということに向けて、取り組んでまいることになると思っております。ただし、社会情勢も変化しております。コロナ禍がありましたようなことが今後ないとも限りません。新たな事務の発生や社会情勢

の変化などにも対応しながら、その計画の修正も含めてまた慎重に検討して説明をさせていただきたいと考えております。まずは、計画の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 聞くほうからすれば、ちょっと苦しい答弁かという気がいたします。重要なことですので、これはまたの機会にしっかりと議論もしていきたいと思っております。後段で詳細に、こうしたらどうですかという提案もしてまいりたいと思えます。次の質問に移らせていただきます。②として、課題としている取組みが進んでいない項目。1つには、目標設定が曖昧であり実効性に明確さが欠けたとか、あるいは実施計画策定後の言われたような社会状況の変化、コロナ感染の拡大ということも確かにあったりしております。そういったことが、この中にも記載もされております。さらには、今一生懸命取り組んでいただいております内部統制。これは私は提案したものの、本音では本当にできるのかという気もしたところです。今は財務に関する事務事業等々を中心に、本当に詳細にわたって本庁は都道府県や政令指定都市ではないので、任意のこれは取組みなんです。総務省なんかのも見させてもらいましたが、そういった県あるいは政令指定都市と同じようなレベルの取組みをしていただいております。逆に言うと、そこまでするんであれば、もっとしっかりとした課題も洗い出して欲しいなというのも本音でございます。なぜかといいますと、決算審査に合わせて内部統制の審査も行いまして公表もさせていただいております。事務上の不備あるいは不適切な処理というのもございまして、これについてはそのまま指摘をさせていただいております。本議会においては、いわゆる議決を得ずにうんぬん教科書を買っていたよという、いわゆる重大な不備も発生している。これ辺りが本当にこの内部統制、今取り組んだばかりだからこれはもっと前に起きたことだよと言えればそれまでかもしれませんが、この町がそういう組織風土になっているから起きているんじゃないか。私はそういう懸念があったから、内部統制をしっかりとやりましょうよということで提案を申し上げて、今取り組んでいただいております。それ以外にも人命に関わるようなこれらの財務に関する以外ですが、内部統制のある意味不備から起きたと言っても過言ではない不幸な事故も起きております。今項目を挙げて取り組んでいただいております内部統制以外に、これから課題としてもっとこういうものは取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなというところはありませんか。これがいわゆる②のそういう課

題に対してどのように取り組んでいくのかというところがあれば答弁をしてください。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 議員おっしゃっていただきましたように、不適切な事務とか重大な不備とかいうことでございます。今後それに対応した取組みとして考えられるものということでもあります。まずは、現在まで行っていた事務の進め方に固執することなく、状況に合わせて改善をしていく必要があると思っております。それにつきましては、私たち職員一人一人が高い倫理感に基づいて意識を常に持ちながら、慎重に適切な事務を進めていく心構えで取り組んでいかなければならないと考えております。そのためには、議員が日頃からおっしゃっていただいております業務手順書であるとかいうことの整備をして、誰が事務を行っても同じように事務が行っていきけるような環境を整えていかなければならないと思っております。具体的にこれをしていきますということ、今説明をさせていただくことはできませんけれども、全ては私たち職員全体の意識の改善だと思っております。そういうことで今後も襟を正して取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 正直言って、取り組まれていないということを知りながら、いわゆるしりどいという形での質問になってしまって、答弁としても難しかったかなと思います。いずれにしても避けては通れない。③ここちょっと訂正をさせてください。改善計画の善が抜けておりまして、これじゃあ改善になりませんでした。大変失礼いたしました。第2次計画が6年度上半期においてももう半期ぐらい過ぎておりますけど、着実に実行しようとするいは進めるような体制になっているのか。先ほどの答弁からすると、今後の課題かなというところも伺えます。その辺り、いやそうじゃないよ、もう6年度やってるよということがあれば、よろしくお願いいたします。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 第2次邑南町行財政改善計画、6年度上半期において着実に実施されているのかという御質問でございます。先ほど議員おっしゃっていただきましたように、第2次行財政改善計画につきましては、令和6年第5回議会臨時会において議決をいただき、取組みを始めさせていただいております。これまでの実施状況でございます。先般8月21日に職員財政研修会を開催しました。その際、町の財政状況の説明に合わせ公共施設等総合管理計画とともに第2次行財政改善計画を説明し、現状把握と今後の取組みについて理解の浸透を図ることをさせていただきました。これは業務時間中の開催でございましたので、参加者は50人程度でございました。研修会は録画をして、参加できなかった職員は後で視聴ができるようにしております。説明会の資料とともに共有をしているところであります。また、第2次行財政改善計画の基本方針の一つにあります、公共施設等の適正管理と有効活用についてです。具体的には邑南町公共施設等総合管理計画の着実な実行ということになるわけですが、今年度新設した資産経営課において施設所管課を対象にヒアリングを実施し、今後の進め方について現在検討協議を行っております。行財政改善計画については職員に対する説明を行い、理解も少し深まったと考えております。計画に掲げる取組み事項を実行していくとともに、各課から意見を集約しながら取組事項の更なる充実を図ってまいりたいと考えているところです。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 後程またコメントで述べたいと思っております。ここまでのところで、町長所見がいただけませんか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） まず冒頭に、小中学校の統廃合の問題。私も少し誤解を与えたとすれば、申し訳なかったと思います。私自身は、統廃合をすべきでないということは

今でも変わりません。ただ第1次的には、これは教育委員会が考えるべき話であって、そこでしっかり議論された上で私どもにしっかり示してもらいたい。そこで再度もう1回議論しようと、こういうスタンスでありますから、私の姿勢が全く変わってないということを御理解いただきたいと思います。目標に対して到達しないということは、るるあると思います。その辺の詰めの甘さというのは、確かにあると思います。ただ目標は、甘ければやはりまずい。少し頑張れば達成できるという、少し高めの目標を掲げるということが必要ではないかと。なぜ到達できなかったかっていうところをしっかりと深掘りをして議論をしていけば、ものすごく解決策っていうのは出てくるんだろうと思っております、そこを今後しっかりとやっていきたい。目標に到達できなかったかっていうところを、やっていかなきゃならない。例えば今の組織のあり方なんかも、そこにはまた新たな視点で議論されるべき課題も出てくるのではないかと思います。残念ながら組織ということを考えますと、最近では教育委員会の様々な大きな事象が出ております。宮田議員の御指摘のとおりであります。今の教育委員会の組織のあり方で本当にいいのかどうかということも含めて、議論をしなきゃいけないなと思います。さらには、やはり職員の意識改革の中に人材育成、ここが私どもとしては少しやってるわけでありまして、更にここをやっていく必要があるのではないかと。通常の人材育成、単なる集合研修であるとかということではなくて、やはり様々な研修の仕方があります。スキルの研修もあります。そこを一層やっていかないと、難しい時代には対応できないのかということを感じておりますので、そこは総務課でしっかりと検討させたいと思います。昨日、私町長としての最後の組合との交渉やりました。最近では組合との本年度の議論が進んでるわけでありまして。組合の皆さん方の考えていることは、なるほどなってことが随分多いわけです。現場感覚でこういうことを今思っているけども何とかならないのかっていう話もありますし、我々が気づかなかったことも随分ある。今後は、一層組合との協働ということで対立構造ではなくて、一緒に職務改善をやっていくということを一層やらなきゃいけないのかと思います。最後にこれ計画でありますから、行財政改善計画は常に、言われなくてもローリングをしていく。つまり、自らローリングをしていくということが必要ではないかなと思います。以上、そんなことを思いながら聞かせていただきました。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ありがとうございます。何遍も触れるのはどうかと思います

けど、統廃合の問題。これにこだわるかということは、やはり財政の問題、いわゆる公共施設の総合管理計画もありますけど、町長の昨日来のお話からしてもうなずけるところもありますけど、少子高齢化になってきて、また財政のほうも厳しくなってきた、じゃあいつまでこれが持ちこたえてできるのかっていうこともしっかりと検討していかなければいけない。既に町民の皆さんからも、ある地区の学校は立派になったけど、うちのほうはどがあなるんかいのうという不安のお声もあるのが事実です。この辺りをどのようにこれから取り組んでいくかということは、一緒になって検討を進めていく必要があるかと思うところでございます。これまでも触れたかもしれませんが、今のコメントもそうですけど、やはり何をするにも財源なんです。町長が町政を担ってこられた当時からいうと人口が激減する。また、合併の特例債等々の国からの補助金もずっと減っていく。ましてや自主財源というのは、本に本町は限られたものしかありません。そのような中で、はっきり言いまして、町民の皆さんのいろんな意見交換会等々で出る御要望、これを全てお聞きすることは私的には不可能に近いかなと。でも、そう言い切らずに歩み寄る。こうしたら近寄れるか。そういうところ、もっともっと議論も必要じゃないかなと感じたところでございます。先ほど、8月21日に財政に関わる職員さんの研修をされたということ。これも恐らく初めてじゃないかなと思います。しっかりと来年度の予算編成に生かして欲しいと思うところでございます。たくさんたくさん申し上げて、本当に何を申し上げとるのか整理がつきかねるぐらいでございます。次の質問に移ってまいりたいと思います。2番目といたしましては、本町の事業の推進と財源についてということで、いつも金がない財源がどうのこうのという話、先行きの暗いような話ばかりします。この項目っていうのは、やはりしっかりとお互いが認識をして進めていかなければならないことじゃないだろうかと考えております。何度も言って申し訳ないんですが、ここにも書いておりました。自治法第2条第14項には、最少の経費で最大の効果を上げる。これが自治体の目標だよということが書いてあります。簡単に書いてありますが、実践するのは大変に難しいことじゃないかと私自身も思っております。とはいえ多くの事務事業、限られた財源ですするにはどうしても最小の経費で最大の効果を上げるという努力はしていかなければならないじゃないかという気がいたしております。そういった中で、本議会に補正予算が出ております。いわゆる予算の減額です。これは、内容的には地方交付税が約7,500万減額になったということで出ました。7,500万も国からの交付税がもらえんとなると、大変なことじゃないだろうかと、非常に思うところです。決算審査のところでも話をしましたが、本町は大体毎年3億円以上の繰越金が出ております。今回も、その繰越金があるからこそ7,500万という多額な交付税の減額があっても、貸借上は財源不足にはならなかった。不幸中の幸いと言っていいのか、表現ちょっと言葉が出てきませんが、そういった中であり

ますので、今大型事業も本当に何遍も申し上げて申し訳ないんですけど、恐らくこの計画書の中にもありますけど、これから影響がどんどん出てくるよということは述べております。まさにそのとおりだと思います。これらの影響というものが、現時点で何かあるとかいうことを考えているのか。本当はあってはならないんです。それによって、例えば今年度の事業でもある程度縮小をかけていかなければならないか。例えば、今の7, 500万の交付税が減額になった。じゃあ、この事業を変更して減額するよと、そういった具体的なことが何か発生しているのか、しそうなのか。その辺りを答弁をお願いをいたします。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** まず最初に、自治法第2条第14項に基づき、最小の経費で最大の効果を上げてるかという御質問もあったと思います。これについて、最初触れさせていただきたいと思います。予算編成方針にこの条文を明記し、職員に対し示しております。各課は委託費や工事請負費については、予算要求のため適切な見積りや積算を行って事業費の要求を決めています。また、補助金についても団体と協議を行い精査し要求を行っています。これらを積み上げて要求し、財務課の予算ヒアリング、町長査定において、疑義などを聞き取った上で予算計上を決定してます。予算執行に当たっては、入札や見積り合わせなどを行い最低価格の業者と契約を締結しています。また、プロポーザル方式において最良の提案を行った業者と予定価格の範囲内で契約を行っています。契約後は委託事業や工事請負費、請負契約などにおいて、職員による監督を行い適正な事務執行がされるように対応しております。これらの手続によって、最小の経費で最大の効果を上げるように予算執行を行っております。次に、事業を推進するための財源を確保してるかということでございます。令和6年度9月補正で国県補助金があるかどうか、確実に交付されるかどうか、できる限り町債、一般財源を充当しないように検討を加えて予算措置を行っております。先ほど御指摘がありました、9月補正で普通交付税が7, 500万減額になるという補正を組んでおります。これについては、少し交付税措置の仕組みを説明をさせていただきたいと思います。当初予算要求時に普通交付税算定に当たりまして1月段階での推計、これについては令和5年度の算定方法によって行っております。また、算定で出た金額を厳しく見積もるために減額処理を行っております。総務省から普通交付税算定結果は6月末に通知があり、算定方法については算定結果とほぼ同時に公開されるため、その後に確認を行っております。過去の算定において、合併後は4回当初の見積りよりも



算定結果が減額となったことがありました。また、逆に増額となるケースもございます。今回は算定方法に大きな変更があって、推計の精度を上げることができませんでした。今後につきましては、より一層厳しく普通交付税を見積もることとしたいと思います。6月末の算定結果が出るまで、算定方法の詳細が明らかにされないという普通交付税の仕組み上、今後も増減となる可能性があることを御理解をいただきたいと思います。先ほど御質問がありましたが、これによりまして普通交付税が7,500万減ったことによりまして、すぐさま事務事業に影響はないと考えております。それから、大型事業が他の公共事業や事務事業に与えた影響の有無とか事務事業に与えた影響がある場合の対応についてでございます。あわせて説明をさせていただきたいと思います。石見中学校改築事業、公立邑智病院本館建替事業、道の駅瑞穂整備事業において、総額事業費91億7,000万円、うち町債を総額68億8,000万円、一般財源を事業費支弁で人件費も入っております。一般財源を1億3,000万円、基金繰入金を2億2,000万円充当しております。3事業の起債額及び起債見込額でございますけれども、令和2年度1,090万円、令和3年度1億6,780万円、令和4年度6億6,520万円、令和5年度22億7,240万円、令和6年度起債見込みは37億6,440万円でございます。過疎債や合併特例債を充当しております。石見中学校改築事業、公立邑智病院本館建替事業については、学校建設、病院建設が過疎債の島根県特別枠に当たるため優先的に過疎債の枠をいただきました。令和6年度までは合併特例債を活用することができますので、道の駅瑞穂整備事業においてはデジタル田園都市国家構想交付金や県負担金などを充当して、その上で合併特例債を活用してまいりました。過疎債については県内での枠がありますので、他の公共事業で枠外になった場合には、合併特例債を活用してまいりました。大型事業の実施年度において、他の公共事業・事務事業を抑制するために、他の公共事業においては、事業実施年度の繰延べなどの影響があったと考えております。繰延べしました公共事業につきましては、財源を考慮しまして、優先順位をつけて実施をしております。また、大型事業で借りた調査の元金償還を今後行ってまいります。基本5年据置きの30年償還など長期での元利償還となっています。町債全体の償還額のピークを、令和11年度から13年度見込んでおります。これらの時期に償還が重ならないように、今後の公共事業を行っていく必要があると考えております。

●宮田議員（宮田博）      はい、議長。

●石橋議長（石橋純二）      はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 多少は予習をしてきておりますので、説明がほぼ理解ができました。大型事業によって、当然低利な起債であろうと何であろうと起債に違いは私はないと思っております。おそらく前も聞いたかもしれませんが、将来世代負担もこれによってかなり上がってくるんじゃないだろうかと。本当は、基本的な考え方は今我々の時代に作ったもの建設したものに対する起債っていうのは、現世代でやるのが一般的ではあるんです。これをやってしまうと、減債基金を相当積み上げていかなければならない。これだけの大きな事業で。そうするとほかの事業に大きな影響が出るんじゃないかという懸念もあって、ここの質問をしたところです。もう1回。将来世代が今回の大型事業によってどれくらい上がるかっていうのがもしわかれば、わからなければ結構です。もし記憶にあれば。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 向こう5年間の中期財政計画、その後の財政推計において推計をしておりますけども、将来負担比率については、現在のところはどの程度まで上がるかっていうのは出しておりません。申し訳ございませんけども後で御回答したいと思います。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい。宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 時間も迫ってきましたので、次の質問に移ってまいりたいと思います。今の将来世代への負担というのも、これも大型事業をしたからちょっと我慢してくださいよということでなしにですね一緒になって、例えば中学校であるとか病院であるとかいうのは、将来世代の皆さんも御負担をお願いしますよという考えも持つべきじゃないかというところを取り上げたところです。次の質問は、町民の皆様からの要望。さっきちょっと課長触れてくれておりましたが、財源の確保あるいは直近の事業で財源不足を起因とする、あるいはそういったもので見直しをするということはないのか。今回に限らず意見交換会でよく出ますが、何年も前から要望しとるのに直してくれないとか。例えば、今回あったのは体育館の電球が切れたまんまもう数年放置してある、あるいは中野グ

ラウンド。これは原子力災害の時の避難場所に指定になっておるにもかかわらず、照明が1基。1基だと言われたと思いますが、ちょっと私も夜の確認しておりませんので聞いたことしか申し上げられないんです。切れたままで推移していると。財源がないからできないのか。組替え等々で対応は可能なのか。その辺り要望についても、前から何遍も何遍も言うところだがという少々きつい言い方の御意見にあったように承っております。きつくあろうかどうかであろうがやらなければならないということで、今それだけの予算組みもしながら進めていく。そしてまた仮に何らかの事情でできないということであれば、それをしっかりと町民の皆様に説明する。これが行政の責任ではないかという気がいたします。その辺りはどうでしょうか。

**○三上財務課長（三上和彦）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上財務課長。

**○三上財務課長（三上和彦）** 町民の皆様からの要望や施設管理に関する財源は確保してるのか、という御質問についてです。町は向こう5年間の中期財政計画や、その後の財政推計によって財政運営を行っております。現在令和6年度末の財政調整基金の見込額を、11億円余りと想定しております。従って、短期的には対応できると考えております。しかしながら、10年先を見ますと人口減少により自主財源である町税や依存財源である地方交付税は減少してまいります。予算編成で充当できる基金は、財政調整基金のほかは、当面ふるさと基金、日本一の子育て村推進基金など1億6,000万円程度でございます。事務事業に活用できる基金として、地域振興基金が15億6,000万円あります。毎年度予算編成に当たり、減債基金、森林環境保全対策基金を除く基金繰入金を5億円程度充当しております。積み増しができないまま、このまま毎年5億円程度を充当していくと、五、六年ぐらいで基金は底をつくことになります。今後の財源の確保として考えていますのが、ふるさと寄附は重要であると考えております。新たな返礼品の開発やPR等の工夫を行い、寄附額の増加を図る必要があると考えています。このような状況で、令和7年度の予算編成では、財政調整基金繰入金に頼らない予算編成を行うように考えておりまして、一般財源充当額の削減も実施したいと考えております。住民からの要望が出てまいりまして、所管課のほうからは予算要求があります。その予算要求をもとに、本当に急がなければならないものを優先順位をつけて順次実施をしております。従って予算がないからやらないということはないと考えております。以上でございます。

●宮田議員（宮田博） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 時間がまいったようでございます。今回の一般質問につきましては、私も7年間になったと思いますが監査委員をさせていただいておまして、日頃監査の目線から見て非常に気になるところを抽出していったつもりでございます。ああして直近の事業の推進の仕方等々が今後与える影響がどうなのか、そういったところをこれもまた任期中には、恐らく新年度の予算絡みで議論をするようになろうかと思いますが、監査で知り得たことは自治法で制約があって言えないんですよ。ですから、非常に言い回しの難しいところもあるんです。御理解がいただければよかったかなと思っております。今回は、いわゆる持続可能なまちづくり、人口減少、少子高齢化。高齢者が高齢化高齢化言うのもちょっと気にひけるところもあるんです。そういったところを中心に、これからの邑南町がどうなるのか。内部統制ということも口酸っぱく言っておりますが、やはり1つは組織風土です。これも変えていく。よく耳にしたりするのが、昔からこういう仕事でやってきておりますよということがヒアリング等々でもあるんです。そうではなくて、現在の事務の流れあるいは人員体制、それにマッチしたような組織の風土を作っていく。そういったことをこれからしっかりとやっていただきたいという気持ちがあって、今回の質問をしたところでございます。先ほど財政調整基金11億とありました。これは標準財政規模が70億ですので、一般的にはその10分の1ですから7億程度あればというところが、11億ですのでそれは評価できるんです。これも予期せぬ災害そういったところも近年は起きてないから助かってるんですが、そういった時にも必要ですので、これは積める時はしっかりと積んで欲しいなという思いでございます。町長とは最後の議論になったかと思えます。置かれた環境というのはるる申し上げましたように非常に厳しいことです。新しい町長をお迎えして、邑南町の更なる行財政の改善あるいは福祉向上になるように新年度予算の編成に当たっては、そのときにもまたしっかりと議論を進めていきたいと思えます。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前 10時 29分 休憩 ——

—— 午前 10時 45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(日程第2 一般質問)

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第10号辰田議員、登壇をお願いします。

(辰田議員登壇 「拍手」あり)

●辰田議員（辰田直久） 議長、12番。

●石橋議長（石橋純二） 12番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 12番、辰田でございます。9月議会の10人目、最後の一般質問としてここに立たせていただきました。大体いつも時間が最後に少なくなりますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。今回は3つの質問を出させていただいております。まず、地区別戦略事業についてでございます。地区別戦略事業は今年度で最終年度だと思いますが、この事業について次の4つの項目について質問を順序を行ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。まず、この地区別戦略事業の目的や目標は何だったのか。もう一度おさらい的に教えていただければと思います。お願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地区別戦略事業について、事業の目的や目標は何だったのかという御質問でございます。地区別戦略事業につきましては、平成28年度から平成31年度までが第1期となる地区別戦略実現事業を実施し、令和2年度から令和6年度までが第2期となる地区別戦略発展事業を推進してまいりました。以降、第1期は実現

事業、第２期は発展事業として説明をさせていただきます。はじめに第１期の実現事業は、平成２７年度に策定しました邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、共に支え合う共助の仕組みづくりと地域コミュニティの自立促進を実現することを目的に、１２公民館区単位で策定されました地区別戦略の推進を行いました。各地区には、地域に根差した特色ある人口減少対策の実践を目標に定め実践をしてきました。第２期の発展事業は、平成３１年度に策定しました邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略２０２０の中で、多様な関係団体との協議を意識しながら協働の形を模索し、人口減少対策に限らない、多様な地域課題に対応していくことを目的として設定をしています。事業を推進する上での目標としましては、年齢や性別、出身に関係なく、次世代につながるにぎやかな地域の創出を掲げているところでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 発展事業の最終年度ということで、発展事業の後に応用事業というものがあるかどうかそれはわかりませんが、現時点で、その発展事業を含めてどの程度執行部として目標目的が達成されているように思われますか教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 今の時点での地区別戦略事業における到達点っていう質問だったと思います。昨日の中村議員さんの質問のときにも同じような言葉を話しました。この地区別戦略事業自体は、先ほどこちょっと触れましたけれどもコミュニティの自立促進というところが最初の目標で上がってます。そういう部分でいうと、この事業をやってきて自ら考えて課題を克服しようとして、自ら主体的に動かれるっていうことに関しては、実践できたのかと思ってます。そういう形で言いますと、各地区の力量が上がってきたなと思いますし、次の段階に進むべき今の地域運営組織の形成にも、地域コミュニティの再編成というところまで進んできていると評価していると思います。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 事業目的の中に、コミュニティを中心としたいろいろな分野もあると思うんです。今となれば、コミュニティからより発展したものとか、福祉的のものもあったりとか、地域活性化につながるものとか、いろいろ考え方によっては出てきていると思うんです。年度末によくやっている12公民館単位ですが、集まって成果発表とか皆広報活動もされているわけで、町外からの方も見受けしておるとこなんです。私が思うに、やっている公民館単位の各地区内での活動実態が、地元の方にどれだけ認知されているかという点については、少し疑問もあるように思うんです。執行部としてはその辺はどのように捉えておられるかお知らせください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 各地区内での活動実態の認知度はとの御質問でございました。第1期の実現事業においては、全体で33の事業が推進されましたが多くの事業で地区内外での認知が課題となりました。また、地区別戦略という町全体の動きについても認知度が低かったと、各事業の推進への寄与が少なかったことを課題として捉えました。そうした第1期の反省を踏まえまして、第2期現在行っています発展事業におきましては、現在39の事業が推進されていますけども、各地区が行う情報発信、これはSNS等立ち上げられまして行っております。それに加え、12地区で共同で行う、先ほど議員がおっしゃられた年度末に行う報告会というのを継続して実施をしております。島根県立大学の学生さんとの連携によりまして、各地区の取組をインタビューをしていただいて、それを冊子にまとめそれを発行をしております。さらには実践者の声を発信するという意味で、YouTube動画を作成しております。その公開も行っているということで、改めて邑南町の住民の皆さんに対して地区別戦略についての情報をあらゆる手段を使って、この発展事業の中では発信をしてきたところでございます。その結果地区別戦略事業については、通称ちくせんという言葉で呼称してますけども、そういった意味でも認知度は高まってきてると担当課としては感じているところでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） そういったツールといいますかチラシ。それからいろんな媒体を使って広報されていることは、私は拝見はしとるわけなんです。それが一般の方に、そういったものが話題性に上ってこないというのは、見られてないか関心がないか、広報に対する認知度が執行部側の宣伝が足りないのか、それはわかりません。地域によって、すごく認知度のあるってことないところがあるように私は受けとめます。それと地区別戦略じゃない事業で、その団体ですごく活動されているところがあります。それを逆に外から見ると、地区別戦略でやっていて素晴らしいなと感じておられるところも外から見たらあるわけなんです。隣のうちのご飯がごちそうに見えるとかいうのと同じかもしれません。しかしながら、何かの形で地区別戦略であろうが何の事業であろうがそういったものに関心を持つ、そういったことを真似したいとかやってみようとかいうことに発展すれば、別に事業にとらわれず、大切なことではないかと私は思うわけなんです。こういった事業、一応今年度末で一旦の区切りを迎えるわけなんです。これまでの発展事業の中においては年々事業費は削られてはいつておりますが、かなりの団体といいますか地区も多いのでその予算額もかなりのもんであり、各公民館というか地区別戦略の事業体では収支、それからいろんなものに使った内訳とかそういうものを町に報告をされていると思うんです。その執行状況とか内容の精査とか、もちろん役場のほうでやっておられると思うんです。今後一応の切りを迎えたとき取得した機材とか、それからいろんな、4番でも関連してきますが継続性そういったものを考えた時に、今実態調査というか現場に出て、どういう状況であるかということを担当課が見られるのか。それとも書類審査等に重きを置かれているのか。また、あとはコンサルの方が回ってヒアリングされている事例もあるわけなんですけど、こういった部分については、その事業がこの年度で終わった場合そういったものはどうされるのかということ。補助金交付申請の状況を見ますと、ほとんどの地区別戦略事業として地区が全額を使われておるように思います。それと一部の地区では、そのうちの二三十%使っていない年もあったりしているわけなんです。こういったものの傾向を踏まえて、執行部としてはどういう対応されるか教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地区別戦略事業の予算執行状況、あるいはその部分の内容の精査、あるいは取得した機材等の取扱いとの御質問がありました。まず、事業予算の執行状況と内容について回答をしたいと思います。第1期実現事業では先ほど言いましたように、平成28年度から31年度までの年間ということで各地区からの申請に対して、毎年上限300万補助を行いました。各年度の補助金の確定額につきましては、平成28年度2,508万円、平成29年度3,521万7,000円、平成30年度3,600万、平成31年も同じく3,600万円でございます。第2期の発見事業につきましては、事業1年目は計画策定のみでしたのでそれに係る支出としましては、1地区当たり120万円を上限としました。事業2年目からがこの実践に当たっているということで、事業実施におきましては、事務局の人件費に対する事務人件費と活動の実践に対する事業の2つの枠の補助金を設けています。事務人件費は毎年各年度1地区ごとに120万円を上限として、これとは別に事業費のほうは1地区当たり160万円を上限にスタートし、年度ごとに20万ずつ減額していくという形で執行したということでございます。この発展事業につきましては、口羽地区は補助金の使用がなくて、県の事業を使っておりましたので補助金の申請はなかったということです。阿須那地区については、1年遅れて令和3年度から実施を行っているということでございます。発展事業につきましては令和2年度は計画策定のみでしたので、これに使った金額というのは、995万2,000円。事業が始まった令和3年度につきましては、2,195万8,000円、令和4年度2,585万6,000円、令和5年度2,395万3,000円です。令和6年度、今年度は最終年度ですので現在のところ申請額は、2,440万申請されているということでございます。ここについて、どう精査をするかという話です。この地区別戦略始まって2年目から、キントーンというツールを使いまして伝票1枚執行するたびに、町のほうにこういうものを買いましたというものが送られてきます。1枚1枚補助金の対象になるかどうかチェックしておりますので、これを随時やっているとチェックの仕方です。さらに言いますと各地区に中間支援組織と一緒に出向いて行ってヒアリング等を行いますし、各年度の終わりに事務が集中しないように執行をしっかりとってくださいということもお願いしながら、各地区の状況を確認するというのは現場に出向いてやっているということでございます。それから、これまでの事業の中で取得しました機材の取扱いはどうなのかという御質問でございました。これにつきましては、邑南町の補助金等交付規則にのっとりまして、保管期間、台帳の整備を義務づけていますので、そういったことでやっていただいているということでございます。この備品の管理については、先ほど言いましたヒアリングの中で共有をしておりますし、それからあと確認を行っているということでございます。現在のところ言いますと、処分をしましたという報告は上がっておりません。今後も含め適切

に管理されるものと認識をしております。もう1つ、次年度以降今年度終わってからどうするのかっていうところの部分についても申し上げたいと思います。地区別戦略事業は、今年度も含めて10年間にわたりまして各地区が主体となる事業を推進してきたと思います。また、地区戦略以前も夢づくりプランに始まり、地域コミュニティ再生事業も推進されておりました、町全体としては住民によるコミュニティの育成を図ってきたと思っています。このことにより、行政に押し付けられるのではなくて自分事として地域コミュニティの維持が町全体の空気感として醸成されてきたと考えております。地区別戦略事業に取り組んだことによりまして、地域課題を自らの手で解決していくための土台は、10年前に比べますと整ってきたのではないかと考えています。そして、補助金がなくなっても継続して事業が実施できるように、団体として自己資金であるとか事業収益の確保が重要であるということについては、この第2期の発展事業の実践を通じて一定の理解が進んではないかと考えております。ただ、地域課題は多種多様でありまして地域事情も様々です。この間の実践は、限られた機関での課題解決の一部に対応されたものと捉えておりました、今回形成されました地域住民それから地域団体が自ら課題解決を掲げて解決に向けて取り組むその体制ですね、これが各地区の工夫によって対応する課題の幅をまだまだ広げながら、持続的に展開されるよう引き続き地域とともに研究を続けていきたいと思っています。その中で町としましては、今後中長期的に進むことが予想されます人口減少化において、地域コミュニティの体制を見直す機会を創出する、地域運営組織の形成事業のほう町全体で育んできた住民主体の地域づくりの実績や経験をつないでいきたいと考えているところでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今課長は、私の最後の質問の中にも踏み込まれました。私もここまでは聞く部分がほとんどだった。今度は私のほうからこうすべきではないか、こうしたほうがいいんじゃないかということも含めて、質問させていただきたいと思います。今の答弁の中で、私は交付申請を各地区別のものの資料をいただきました。ほとんど執行されてるというのは先ほど申し上げました。ただ、これを私が調べさせていただいたのは、そういった不正とか無駄なことがあるんかという部分じゃなくて、余らしていたんでは意味がないという観点もあります。それと、キントーンとかいうものを入れられると、それは使うほうからすると厳し過ぎるんじゃないかという声も実際上がったんです。それだけ

ちゃんとしているということにもつながると思います。ただ、人件費部分が上限があるとかいうことになると、その事業によっては大きく異なるというのは、もっと必要であるとか、そんなにはいらぬとか、いう部分からして余ったり足らなくなったりする部分はあるんだと思います。そのような中で手前みそにはなるかもしれませんが、よその地区別戦略まで私が行ってどうこう話を聞くいうのもあれなので。中野地区これはいろんな事業をあげて、メインは今移動販売車になってきています。はじめは、地区別戦略の事業にのつとる前から一部の人間で買物支援も必要ではないか、一緒に同乗、時々看護資格を持たれた方に同乗していただいて、血圧計を持ってお年寄りのとこでお話を聞いたらどうかという思いから始まったところなんです。こういった事業が出て車両のほうも中古の移動販売車を購入した後、また新たに町とかそれから時流に合った設計のできる特殊車両をまた1台購入して、やっておられるわけなんです。その中で今の実情この5年間のうちにも、ここ最近ですが日和地区にそういった小売の店舗がなくなりました。それから布施地区にもなくなりました。そういったところから今要請が来ております。来ていただきたいということで。それから日貫地区におきまして、日貫というのは地形上行ったら帰ってくるという道やら、かなり広範囲にもわたります。そこへ1台目の車を提供して地元の方がその辺の地区を回って、高齢者のところを回っているというのが実情なんです。それに運転をされる方、それから仕入業務とかやられる方も手間を省くために、レジとかいろんなものを最新式のものにして、時間と手間がかからないようにも工夫をされております。そういったものにもかなりの経費がかさんで、とてもこの地区別戦略の予算では足りないということで、以前私もよその他地区の事業でそういった予算を使い切らないなら、事業を精査した上でシェアすることはできないだろうかというところ、この事業の趣旨からして難しいということはお伺いをしておるところです。ただ、今後この事業が終わった後に、地区別戦略事業から生まれてきたものをどう生かすか。それから住民がこれは必要であるというものを、どう生かしていくかという部分については、また単独の事業で考えるという方法もそれはあると思うんです。これは私の地域内のことであってそれを知っているからこう言うだけであって、ほかの他地区にも続けていただきたい、これは守っていこうというのはあると思います。イベントでもその時の一発だけじゃないかという批判もあれば、これによっていろんなことにつながってきたという事例もあると思うんです。この辺は今後の課題とか精査していただければいいことなんです。元に戻りますが、中野地区にしても運営が難しい、人件費が120万で収まらないとなると他の事業ですよ。例えば、シルバー人材センターみたいな似たようなこともやって、それとか今は中野郵便局にもある100円均一の野菜で近くの農家さんが持って来ていただいた無人市みたいなのをやって、その収益をシェアしながら何とかやっているような状況。それも、逆に言えば苦勞から生

まれた地域の方の協力、それから全部を出荷できないから助かるとかいうことも生まれてきたわけです。これも一つのものから派生してきたもので、これはよかったとは思いますが、ただ、その母体が崩れてしまうとそういったものもできなくなった時が、私はせっかくできたものをなくしていくっていうのは、ちょっと危惧するということがあります。本当に半分はボランティア精神的なものがないとできない部分もあるように思いますが、こういったものを中野地区に限らず、そういった事業性、声が上がってきた時には町としてはどういった形で対応する気があるのか。お聞かせ願えればと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地区別戦略で行ってきた事業を、その後どうしていくのかという御質問でございました。地域団体との話の中では、常日頃実現事業の時から補助金がなくなっても、事業が継続できるようにというところは念頭に置きながら、事業を推進してくださいねっていう話をしておりました。そのことを実行するために発展事業に移りましてからは、事業費を年間20万ずつ減らしていくというところで徐々に補助金がなくなっていても、何とか対応できるような仕組みは自ら考えて欲しいということで、先ほど申しましたように自己資金であるとかほかの事業収益等の確保も行ってくださいよということで、ずっとこの間話をしてきたところでございます。同じ仕組みのものを第3期地区別戦略というのには考えておりませんが、今申し上げましたように、これからの地域課題を解決するというのに関しましては、今回は一部分に対応されたものだと思ひまして、それは同じ限定された地区内でっていうところがあつたと思います。今後はそれを更に広げて、共通する課題を同じような地区でそれを解決するという仕組みで、地域をもう少し広げていくっていうのも考え方の1つにあるのかなと思います。もう一つは、先ほど来申し上げましたように、これからの地域のコミュニティというところで言いますと、地域運営組織に転換を今図っております。そういったところで言いますと、そこへは交付金という形で何でも使えるような形での支援をしていくと決めておりますので、その地域団体としてどのような取組をするかというのは、各地区の考え方なり実情があると思います。そういったところを踏まえて、支援をしていきたいと思います。そういう部分にも一斉に取り組むということはありませんので、先行する地域とともに研究しながら、こういった形が支えられるのかなというところを考えていきたいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） とにかく、地区別戦略事業に限ることではないと思うんですが、せっかくこれだけの長期スパンでやられたものです。一瞬の輝きを喜ぶような花火で終わらないことが私は望ましいと思います。花火という例えがいいことか悪いことかわかりません。花火を作る人。打ち上げる人。それを見て喜ぶ人。喜んでまたその輪を広げながらいろんなことを考える人。広がっていかなければならないと思います。私はもう1つ言いたいのは花火が終わってみんな帰っても、最後に消防団の皆さんはそこで火事にならないよう見守ってるわけです。そういう人まで目が届くというか、発展していくというか、みんなで考えようというお互いの役割というか、いうとこまで持ってけば、すごいマスコミ受けとか意外性だけでの事業では終わらないような気がする。私はそういった意味で、この地区別戦略事業そこへ発展していったんだ、コミュニティというとみんなよく聞いたことはあるんだけど、実際には大き過ぎて何なんだろうかという部分も一般の町民にあると思う。それをわかっていただくためには、そういったためためになるというか、皆が必須である事業を立ち上げた方が、私は逆に広がっていくんではないかと思います。これは私の見解かもしれませんが、一言申しおきたいと思います。次の質問に入らせていただきます。来年度予算の起案を含めた事業予算の配分について、というところでございます。皆さん御承知のように、町長の改選時期が絡んでくると、来年度の予算編成をしなければならない時期がだんだん迫ってきておるのは御承知のとおりでございます。改選時期については突如決めたものではないので、これは前からこういったことになるわけなんです。今回は石橋町長が引退されるということもあるわけで、少し今までとは違ったニュアンスも出てくるんじゃないかと思います。そのような状況の中で、来年度の新規継続事業等の予算については、どのようにどこまでを今の執行部で算定をしようとされているのか、お聞きしたいと思います。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 来年度の予算の起案を含めた事業の予算配分について、町長の改選時期が絡んでくる来年度の新規継続事業と予算について、どのようにどこまで

算定されるのかという御質問でございます。来年度予算編成について検討していることを、御説明をさせていただきたいと思います。10月31日、新町長が就任されます。新町長の方針に基づき予算編成の基本方針、令和7年度当初予算編成に向けての重点項目を決定しようと考えております。しかしながら、それを待つては予算編成が間に合いませんので、まずは令和7年度骨格予算の編成方針を策定し、10月中旬に骨格予算編成説明会で説明し要求を開始したいと考えています。骨格予算は、義務的経費をはじめ、施設の維持管理費、投資的経費及びその他の事務事業について、継続事業で7年度で中止できないものなど、必要なものに限定した予算要求となります。そして新町長就任1か月後に新町長の予算編成の基本方針、令和7年度当初予算に向けての重点項目を説明する予算編成説明会を開催し、予算要求をすることになると考えております。このように、来年度の予算編成は2段階で行うことで、できる限り支障がないように心がけていきたいと考えております。以上です。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 選挙が絡んでくると、いろんな憶測やいろいろあるわけで、現石橋町長執行部の思い、年度をまたぐというか編成時期が重なるということで、新規継続事業それからある程度の骨格的なものですよ。具体的なものは後にしてもそういったものを決める時に、誰になるかわからない時に、不公平感というものが見られるようではいけない。これは考えすぎかもしれませんが、そういうことを1つ定義をしておくか、みんなも注視しておかなければいけない部分にあるのは当然ではないかと思います。次のことを考えて慎重に、予算編成についても2段階というかそういった形でやるという財政課長からの答弁もあったわけなんです。私思いますのにそれはそれとして、これは一部分の予算に反映することかもしれませんが、これ通告してないとかいうことを言われるかもしれませんが、関連のあることなんです。今日議会の朝礼の時に、20周年に配られたチラシの中にいわみ温泉霧の湯、令和7年4月再開って書いてある。びっくりマークまで書いてある。予定ではないんです。再開とあるんです。まだ業者も今から10月上旬に決定、それから9月30日まで書類を申請受付をするっていうことになって、予算もどうか業者もおるかどうかわからない時点で、こういうものを出すということは、もう予算、自分の中で決めてあるということを疑われても仕方ないんじゃないかと思うんです。この辺はどういう整合性があるか教えてください。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 霧の湯の再開の広報を、今月計画していることについて先ほどの予算との整合性というお話でございました。霧の湯再開の準備につきましては、現在、指定管理者の選定の準備作業であるということは、これまでも議会等で御説明をさせていただいたところでございます。ただ、まだ再開というところの業者決定とかには至っておりません。ですが、今現在進めている準備作業につきまして住民からの問い合わせもございました。どのような進捗かというところを、住民の方々に知っていただくという意味もございます。今現在のところで4月の施設再開に向けて準備を進めているということの周知の意味を込めて、このたび広報をさせていただくということになっているという状況でございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今の答弁を聞かれて、議員も含めてそれでいいだろうかということになりませんか。これ再開なんですよ。再開予定とかいうことならまだ50歩ぐらい譲ってもそれなんですけど。まだ業者との条件、それから予算がどれぐらい規模があるか、そういうことがまだ議会にも諮られてないうちに、もう再開といって。住民から問い合わせがあるのは今始まったことじゃなくて、もう前々何年も前から、いつ再開できるんですかいな、とあったわけです。再開したい方針はわかります。私どもも早く再開して欲しいというのは一緒なんです。ただ、順序はこれ違うと思います。こういうものを先に出すもんじゃあ、私はないと思います。そういった意味では、どんな条件を示されようが、逆に言うたらそういうところが、業者が決まっとして間違いないととられてもおかしくないです。この辺の説明責任はあると思います。町長なり副町長なりお願いします。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 本日お配りしたチラシについてでございます。趣旨につきましては、先ほど産業支援課長申しました。町民のいろいろ意見を聞く中で、いわみ温泉霧の湯については休業状態。これを再開しないのかという声を多く聞いているということから、今までも議会の常任委員会におきましても来年の4月にはオープンしたいという説明をしてまいりました。広報にもその旨周知をしてきたつもりでございますが、今一度しっかりとその部分を伝えたいという思いから、今回チラシを作成して配ろうとしているものでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） ということは、どんな条件があろうがどんなに経費がかさもうが、何しようがとにかく4月には間違いなく再開するということと、ここでもう断言をされるということによろしいでしょうか。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） これまでも説明しておりますが、再開に向けて収支等計画して今準備を進めてまいります。最終的には予算計上して、議会の皆さんの御理解をいただくところでございます。現在は収支計画等を立てて説明した上で、財政計画にものせた上で、再開を目指しております。それに基づいて、今回のチラシを作成しております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 質疑と答弁がかみ合っとなるかどうか、それは人の判断なんです。逆に言えば、予算編成から入りましたが、この時期にトップが変わるかどうかいう時に、このもの自体はそれをまたいで決めてしまうということもまた、2段階で決めてい

くとかいうことに本当に整合性があるか。これ以上私ももう言いませんが、皆さん、議員さんもそれぞれ判断されるし、これを見ておられる町民の方も思われるのでもう言いません。とにかくいい形で再開ができれば、一番予算的にも何にもいいわけですので、それが一番望むところではあります。それだけは議事録に残しておきたいと思います。そういたしますと、3つ目に入らせていただきます。事業における不合理な効率性について。この題名だけを見られた時に、何だろうかっていうこともあると思うんです。ここで2つほど挙げさせていただいておりますのは、石見中学校改築に合わせて周辺道路整備も、ここ何年かで計画的には行われておると思うんです。今回また中学校の解体が始まるわけなんです。こういったものの地元説明とか、安心安全の上での説明会とか、それとあわせて道路の進捗状況も変わってくるように聞いておるところでございます。この件ともう一つは、道の駅の改築に伴う現存部分とそれから、まだかなり今回も議会でも出てきました借地部分の解決がついてない部分。この点について、本当に事業を進めていく上で効率性があつたかどうかいうことを、一つずつお聞きをしたいと思います。まず、中学校の改築と周辺道路の整備における効率性はどうかであったか。この事業においての変更や安全対策について、町民への状況提供と説明は必要でないかということをお伺いしたいと思います。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 石見中学校の改築工事と周辺道路工事が同時進行したことにより、道路に混雑が発生しており近隣の皆様には御不便をおかけしております。対応策として、朝の通勤登校など混雑する時間体を避けるため、工事車両の進入開始を朝8時15分以降とし、作業時間中は道路の出入口に警備員を配置して、今後も引き続き優先車両や一旦停止など交通ルールの徹底と安全確保に努めてまいります。工事の着手前には、工事の概要や車両の動線計画など近隣住民の皆様へ事前に訪問して説明をし、保護者の方々へは学校を通じてお知らせを配布して周知を図っております。今後も工事関係者との会議を開催する中で、学校や近隣の皆様の声を工事関係者に伝えながら調整を進めてまいりたいと考えます。また、工事関係者や道路整備の担当課である建設課とも共同して、近隣の皆様への丁寧な説明とコミュニケーションを大切にし、円滑な事業の進行と近隣の皆様が安心できるように、一体となって取り組んでまいります。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） これまで石見中学校改築と周辺道路整備におきましては、先ほど説明ございましたけども、改築等の担当課でございます学びのまち総務課と工事の進め方について協議を重ねてきております。その中で、学校生活を続けながら行う中学校の改築工事を、できる限り優先しながら改築工事の影響のない区間におきまして、周辺道路整備の工事を実施する方向で調整をしてきておるところでございます。効率性はどうかとの御質問でございます。中学校の改築工事でございます。改築工事をはじめ現在は解体工事、今後は校庭外構整備工事等が始まる予定でございます。道路改良が同時進行していきますので、まずは安全を最優先しながら周辺道路整備に手戻りがないように、効率性を求めながら進めていきたいと思っております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 両課長さん、教科書通りというか一般的な答弁だったと思うんです。多分真意は知っておられると思うし常任委員会でも言ったんですが、無駄な予算になってないか、それから工期延長がこれによって発生しないかということ。私は質問したいところでもあるんです。御承知のように以前にも一般質問しました。片田善教寺原線、この議場の答弁では令和7年度中に全線開通するという事で、給食センターの横をずっと南のほうへ走って南線という道路につなぐ道なんです。一部ずつ幅は広くして、もう完成してる部分もあるんです。今回も解体車両が給食センターのそこから出入りするしかもう方法ないんですよ。そうすると、給食を作る運搬者も食材を出し入れしたりとか、もちろん給食センター物を作ってるんです。解体となるとその辺のほこりとか衛生面とかいうことを危惧される方もあれば、狭いところを大きな車両が大きな重たい荷物を積んで大丈夫なんだろうかということ、解体についてもアスベストがもしあったらそういったものも考慮に入れて説明をしておくべきではないか。もちろんその時には安全対策を十分しているのですから大丈夫ですよというのは、地域住民に広報活動をしておくということも一つ必要だと思います。片田善教寺原線の予算がないからずっと引っ張ってきて、激甚災害もあったからということで伸びてきたんです。これも断片的に作って行って片方から作って行ってわけじゃないんで、事業が切れるとまた一から重機を持ってきたり、またその部分か

ら始めるというような継ぎ接ぎやると、これは素人目に見ても経費がかかるっていうこと見え見えなんです。そういったやり方をやってきとる。それに中学校と合わせて作っていただけたらと思うとった地域住民もいますし、この道路が開通するまでは死なれんっていう人も実際おられるんですよ。それだけ長引いてる。ほかの町道でこれだけ伸ばされてる計画路線、私はないように思います。一つの大型事業の時までにやるか、それからその事業が終わった時にそういった道路がついとることによって、スムーズな最後のところまでの工程ができるかということに全部関わってくると思うんですよ。多分これを言っても建設課長は、常任委員会でも言われた答弁を繰り返されるというのはわかっとるんです。こういったものを少しずつ考え直していかないと、道路整備にしてもいろんなものにも予算がないという部分が回っていったんでは、意味のある部分をちゃんとやってなければ、本当にやってもらいたいものにいかないというようなことがもしあるのなら少し悲しいような気はしますが。要は、安全でちゃんと解体して外構工事も決まったようですので、その辺をやれば石見中学校は新しい校舎で正々堂々生まれ変わるんだと思います。ただ、まだ隣接するいつできるんだろうかという道路については、令和7年度中というのが難しいんじゃないかという危惧もあるんです。この辺の見解だけ、もう一度再確認をしたいと思います。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。質問時間が5分を切っておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○上田建設課長（上田修） 中学校に隣接しております、片田善教寺原線の完成年度についての御質問でございます。令和3年12月議会で同じような質問をいただけてまして、その際には令和7年度を目標にということで、事業を進めておりますということでございます。中学校の改築工事と並行して行われる中で、我々道路担当課としましては先ほど申し上げましたけれども、中学校の改築工事を優先しながら、影響のない場所を選択してやっておるところでございます。予算につきましても、先ほど議員さんおっしゃられましたけれども平成24年度から事業を始めてございます。様々な要因がございすがほかの路線も、若干計画よりはどうしても伸びている傾向がございします。そういった中で、なるべく費用をその箇所に集中して投資してというところで進め、災害発生以来そのような形で、完成を一路線ずつではございますがしてきているところでございます。我々としましては令和7年度、申し上げましたようにそういったところを目標に工事を進めてまいると

いうところは変わってございません。

●石橋議長（石橋純二） 失礼いたしました、10分でございました。訂正をさせていただきます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 目標いうものは再々変えるもんじゃないので、よろしく願いいたします。それと、2つ目の道の駅改築に伴うものです。借地の課題については、前副町長が中心になって交渉とかいろんなことをやっているんだということは聞いたところなんです。副町長も代わられました。それと未だにどういった形になっているのか。お返しするとかどうするとか、新しい道の駅にも、加工場というものは借地という部分が発生しているということもわかりました。この辺については、本当ならそういうものを解決して、新しい道の駅を堂々と建てるというのが普通の手法ではないかと思うんです。それを今になってもうそろそろできる状況になった上で、またそのことまでどうなるか、これも予算の発生するものなんです。いつまでに、どういった方法でやられるかというのがわかれば、教えてください。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 道の駅改築に伴う、既存施設の処分や借地の取扱いの今後の見通しについて御質問でございます。既存施設であります現在の道の駅瑞穂の土地についてでございます。駐車場も含め敷地の全てが借地となっておりまして、借地面積は3500平米、地権者の方は3名いらっしゃいます。新たな道の駅が移転改築されるに当たりまして、既存施設の借地の取扱いについて地権者の方の意向を確認しましたところでは、賃貸借契約通り契約期間満了後の返還を希望される方がいらっしゃいます。また、既存施設の今後の利用につきまして、道の駅瑞穂を運営しております産直市みずほ企業組合や一部周辺事業所にも利用の可能性や意向などを確認しましたところ、新たな提案等はございませんでした。そういったことから新たな道の駅の完成後におきましては、既

存施設の利用は見込まないということにしております。建物については解体する方針で本年度予算にも解体の事前調査費を計上しており、駐車場部分を含む敷地につきましても返還する方針で地権者の方と協議をしております。なお、契約書では借地は原則として原状回復して返還することとなっておりますが、具体的な対応については、地権者の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えており、これらを含めて来年度予算には解体や返還等に関して予算計上できるよう予算編成時期までに最終決定したいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 結局は、いまだに具体的な時期が示されないということ。それから時期を目標設定されても、先ほどの土木の関係と一緒に伸びることもある。だから、全然答えははっきりしないということなんですよ。それはいろんな事情もあったりすることは致し方ないことであります。もうこれは建築を決定した時点で危惧される条件であったということは。当然わかつとったわけなんです。先延ばしは許されないと思います。それとそういった部分、やはり道の駅に町民挙げて盛り立てようじゃないかという盛り上がり、そういった部分も含めて少し水を差しているんじゃないかと私は危惧がしとるわけです。今日は3つの質問。私最後の一般質問者となるということで、町長も今回の議会が最後で一般質問も私が最後にする形となると思うんです。最後の一般質問者としてではなくて、一人の議員として申し上げたいことがあるんです。お互いに町のために町民のために意見を闘わせてきたのは、これは事実であると思います。町民の皆さんがその評価どうされるかわかりませんが、様々な事業も議会の一人一人が判断して多数決で決まってしまうのも致し方ないところではあります。それで今回の議会の議員さんの一般質問の中にも、やっぱり石橋町長が最後ということで、自己評価を求めたものが多くありました。町長は公正公平を第一にやってきて、そして自らの多くの事業実績も答弁されました。それらは町民がその折々や今後の状況で判断されるということになるんだと思います。それより私は、やろうと思ったらできなかったこととか、やりかけたんだが道半ばであったとか、次の町長には、これまでの経験を生かして求められればアドバイスもしてみたいなというような、将来指向の答弁があるかもしれないという期待もしとったわけでしたので、少し残念な思いがあります。もう二、三分あります。町長の思いがあれば、最後にお聞かせ願いたいと思います。なければ、私、締めの挨拶で終わりたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 昨日の一般質問で、今後の新町長に期待するということは私から要点をお話したつもりです。それ以上でもそれ以下でもないということでもあります。是非頑張ってもらいたいということでもあります。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） そういったことで、次の首長に誰がなられようとも頑張ってやられることは当然ですし、期待をしたいものでございます。最後に、私は誰が次の首長なられましようとも必ず今までと変わらず、是々非々の立場の姿勢で対応することを申し上げて質問を終わりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

（「拍手」あり）

●石橋議長（石橋純二） 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後１時１５分とさせていただきます。

—— 午前 11時 45分 休憩 ——

—— 午後 1時 15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 3 請願第 1 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第 3。請願第 1 号訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について（請願）を、議題といたします。令和 6 年第 6 回邑南町議会定例会において、請願第 1 号訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを

求める意見書提出について（請願）が、総務教民常任委員会に付託されております。請願第1号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、平野総務教民常任委員会委員長。

（平野総務教民常任委員会委員長登壇）

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 請願審査の報告を行います。令和6年9月13日。邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和6年6月3日。件名。訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について（請願）審査結果、不採択。委員会の意見を申し上げます。この請願は、島根県自治体労働組合総連合（しまね自治労連）執行委員長塩冶隆彦氏、しまね介護福祉ユニオンBONDS執行委員長石田忍氏から提出されたもので、国によって今年度実施された介護報酬引き下げを撤回し、国の負担割合の引き上げを財源とした報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に対して要望書を提出するよう求めたものである。委員会で慎重審議をした結果、このたびの介護報酬の改定は、厚生労働省社会保障審議会介護給付費審議会が決定した拘束力のあるものであり、これを撤回せよという内容を含む請願は受け入れがたいとして、賛成の意見はあったものの、委員会としては請願そのものは不採択としました。ただし、今現在介護報酬の引き下げによる町内事業者の事業運営が非常に厳しい状況にあることが確認されており、収益率の高い要因となっているサービス付き高齢者住宅や都市部の大手事業者ではなく、条件の厳しい地方の介護事業の実情を考慮した報酬の再改定を早急に行うことを求める意見書を国に対して送ることを委員会の総意として決しました。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は 不採択です。したがって討論は、原案である請願第 1 号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。はじめに、賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。したがって原案について採決をいたします。請願第 1 号訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について（請願）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

●石橋議長（石橋純二） 賛成少数。したがって、請願第 1 号訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について（請願）は、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 請願第 2 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4。請願第 2 号学校給食費の無償化を求める意見書提出について（請願）を、議題といたします。審議に当たりまして鍵本議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって鍵本議員の退場を求めます。

(鍵本議員退場)

●石橋議長（石橋純二） 令和6年第6回邑南町議会定例会において、請願第2号学校給食費の無償化を求める意見書提出について（請願）が、総務教民常任委員会に付託されております。請願第2号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 請願審査報告を行います。令和6年9月13日。邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第2号。付託年月日、令和6年6月3日。件名 学校給食費の無償化を求める意見書提出について（請願）審査結果、不採択です。委員会の意見でございます。この請願は、邑南町学校給食費の無償化を求める会、代表、鍵本和雄氏により出されたもので、小中学校等の給食費を無償化するよう国に対して意見書を提出することを求めたものであります。学校給食費の無償化については、これまでも議論を重ねており町に対して同じ趣旨の要望が行われてきました。町の答弁は、財政的には厳しいということであります。しかしながら、邑南町では現在でも食材費に対する補助はあり就学援助も制度としてあり、全くセーフティーネットがないわけではない。町ができないから国に求めていくということについては短絡的すぎるし、賛同できないとして賛成意見はあったものの委員会としては、この請願は不採択としました。ただし、現在の食糧費等の高騰の中、今後の学校給食のあり方も含めて議会の中でも十分な議論を重ね、執行部に対処を申し入れるなどの対応していく必要があるとの認識で一致いたしました。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので質疑を終わります。

(平野総務教民常任委員会委員長降壇)

●石橋議長(石橋純二) これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、不採択です。したがって討論は、原案である請願第2号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。はじめに、賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。したがって、原案について採決をいたします。請願第2号学校給食費の無償化を求める意見書提出について(請願)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

●石橋議長(石橋純二) 賛成少数。したがって、請願第2号学校給食費の無償化を求める意見書提出について(請願)は、不採択とすることに決定をいたしました。ここで退場されております鍵本議員の入場を求めます。

(事務局長誘導により鍵本議員入場)

~~~~~○~~~~~

( 日程第5 請願第3号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第5。請願第3号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定

（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を、議題といたします。本定例会において、請願第3号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願が、総務教民常任委員会に付託されております。請願第3号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、平野総務教民常任委員会委員長。

（平野総務教民常任委員会委員長登壇）

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 請願審査報告を行います。令和6年9月13日。邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記の通り決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第3号。付託年月日、令和6年9月3日。件名、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の修正を求める意見書」の提出を求める請願。審査結果、採択。委員会の意見でございます。この請願は、日本国民救援会島根県本部会長、中尾光良氏より提出されたものであり、無実の人が犯罪者として処罰を受ける「えん罪被害者」を救済するためにある再審の規定について、改正を求める意見書を国に提出するよう求めるものである。委員会の議論の中で、可否の判断材料が乏しく、採択不採択の意思決定は難しいという意見もありました。しかしながら、えん罪をなくしていこうという趣旨には、委員全員が賛同をいたしました。委員会としては、採択をして意見書を国に送付することで一致をいたしました。措置、願意に沿って国に対し意見書を提出する。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である請願第3号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。請願第3号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、請願第3号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、採択することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6 認定第1号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 4番、日本共産党日高八重美です。認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。令和5年度の歳入歳出差引残額は、約4億1,400万円の黒字です。令和4年度と比較すると、約5,300万円の増加です。令和2年からの決算審査の資料を比較すると、年々黒字額が増加しております。また不用額についてですが、民生費、衛生費、農林水産費、教育費の不用額が毎年増えています。特に民生費については、5年度は7,860万円もの不用額があります。令和5年度の不用額の合計は、4億999万円になってます。前年の令和4年度と比較すると、8,266万円の増加です。不用額も令和2年度から毎年増加しています。自治体は、黒字を出すことを目的とした組織ではなく、財政を使って住民生活を向上させることがその役割ではないでしょうか。毎年度の黒字の増加というのは、望ましくないと思います。黒字がどんどん伸びているのであれば、それを住民の福祉に回す、税の負担を減らすなどの政策があってもよいのではないかと思います。以上の点から、認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

御賛同よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●石橋議長（石橋純二） 賛成多数。したがって、認定第1号令和5年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 認定第2号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。認定第2号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、4番。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 認定第2号邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。令和5年度の医療分の本算定では、国保税は少し引き下げになりました。しかし、滞納額は2,040万円で79世帯の方が対象でした。国民健康保険の加入の対象者の多くは、農業者や自営業者、非正規雇用の方々が主です。国保税を払いたくても払えない人もいます。特に、農業経営は肥料や資材高騰の中で町や国の支援があったとはいえ、十分な価格転嫁もできず厳しい経営状況から抜け出ていません。この中でも、高い国保税を苦勞しながら払っている加入者や、どうしても払えなかった加入者の実態をきちんと調べてみんなが払える国保税にすべきであったと思います。以上の理由から反対討論といたします。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
認定第2号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の方  
の挙手を求めます。

(挙手多数)

●石橋議長(石橋純二) 賛成多数。したがって、認定第2号令和5年度邑南町国民健  
康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第8 認定第3号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第8。認定第3号令和5年度邑南町国民健康保険直営診
療所事業特別会計歳入歳出決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。
反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。
認定第3号令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定
に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、認定第3号令和5年度邑南町国民健
康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いた

しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 9 認定第 4 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 9。認定第 4 号令和 5 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。認定第 4 号令和 5 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第 4 号令和 5 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 10 認定第 5 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 10。認定第 5 号令和 5 年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。
認定第5号令和5年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第5号令和5年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第11 認定第6号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第11。認定第6号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
認定第6号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第6号令和5年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12 認定第7号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。認定第7号令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。認定第7号令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、認定第7号令和5年度邑南町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 議案第85号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。 議案第85号邑南町職員定数条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第85号 邑南町職員定数条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第85号 邑南町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第14 議案第86号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第14。議案第86号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。
議案第86号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●石橋議長(石橋純二) 賛成多数。したがって、議案第86号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 5 議案第 8 7 号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 5。議案第 8 7 号 邑南町税条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 8 7 号 邑南町税条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 8 7 号 邑南町税条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 6 議案第 8 8 号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 6。議案第 8 8 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。
議案第 88 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 88 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 17 議案第 89 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 17。議案第 89 号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第 89 号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 89 号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 18 議案第 90 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 18。議案第 90 号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 90 号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 90 号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 19 議案第 91 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 19。議案第 91 号 工事請負契約の締結を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第91号工事請負契約の締結に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第91号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第20 議案第92号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第20。議案第92号指定管理期間の変更を、議題いたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。
議案第92号指定管理期間の変更に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第92号指定管理期間の変更に
ついては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第21 議案第93号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第２１。議案第９３号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第９３号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第９３号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第２２ 議案第９４号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第２２。議案第９４号令和６年度邑南町一般会計補正予算第４号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第９４号令和６年度邑南町一般会計補正予算第４号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第94号令和6年度邑南町一般会計補正予算第4号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第23 議案第95号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第23。議案第95号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第95号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第95号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第24 議案第96号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第24。議案第96号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第96号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第96号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第25 議案第97号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第25。議案第97号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第97号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号に、賛成の方

の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第97号令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第26 議案第98号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第26。議案第98号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第98号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第98号令和6年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第27 議案第99号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第27。議案第99号令和6年度邑南町水道事業会計補

正予算第2号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第99号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第99号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第2号については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第28 議案第100号〔追加議案〕)

●石橋議長(石橋純二) 日程第28。議案第100号工事請負契約の締結を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) はい、石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第100号の提案理由を御説明申し上げます。議案第100号工事請負契約の締結でございます。これは石見中学校校庭外構整備工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、学びのまち総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第100号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。工事名は、邑南町立石見中学校校庭外構整備工事です。工事場所は、邑南町中野2645番地です。この度の工事は入札後に特別共同企業体を結成し発注する方式のため、令和6年8月30日に共同企業体の代表者を決める制限付き一般競争入札を実施し、今井産業株式会社邑智支店渡邊浩行様が落札されました。入札後特別共同企業体結成方式により、9月5日に今井産業・石見工業・溝辺組特別共同企業体が決定し、消費税を加えました2億9千7百万円で9月6日に仮契約を締結させていただいたところでございます。工事概要は、外構工事並びに校庭整備などとなっております。工期は、令和7年3月31日までとしております。以上、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第100号工事請負契約の締結に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第100号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第29 議案第101号〔追加議案〕 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第29。議案第101号財産の取得（追認）を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第101号の提案理由を御説明申し上げます。議案第101号は、財産の取得（追認）についてでございます。これは、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものであります。そのため、当該取得に係る契約事務の法的有効性を確保するため追認の議決を得ようとするものでございます。法令を遵守すべき行政としましては、大変申し訳なく思っており町民並びに町議会の皆様に深くお詫び申し上げます。今後とも、町政に対する信頼を維持回復できるよう職員一丸となって適正な事務執行に取り組んでまいります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。詳細につきましては、学びのまち総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○植田学びのまち総務課長 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第101号、財産の取得（追認）について御説明申し上げます。本件は、町内小学校の教師用指導書及び教科書の購入に関する財産取得についてです。4年ごとに行われる小学校教科書の改定に伴い、教師用指導書及び

教科書の購入が必要となり、令和2年4月1日に物品購入契約を締結いたしました。しかし、この物品購入契約は、予定価格が700万円以上の契約であるため、議会の議決に付すべき財産の取得に該当していましたが、議会の議決を経ずに契約を締結しておりました。そのため、今回議案として議会に提出し、追認の議決をお願いするものです。議会の承認を得るべき手続きを怠ったことは重大な誤りであり、議会の皆様並びに町民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後、このような事態をまねかないよう、再発防止に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。それでは、御説明させていただきます。取得物品は町内小学校用の教師用指導書及び教科書で、数量は1,119冊です。取得の目的は、町内小学校での学習指導用に供するためです。令和2年4月1日に随意契約により、物品購入契約を締結しております。取得金額は747万6,932円で、納入期限は、令和2年4月10日です。取得先は島根県邑智郡邑南町矢上3890、有限会社イシダ代表取締役石田糾平様です。地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本契約は予定価格が700万円以上の動産の購入であるため、議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●石橋議長（石橋純二） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 令和2年の納入の追認ということなのですが、追認に係る民法上等々の制限はないんですか。本町の条例ではそういったことは見受けられなかったんですが、その辺りはどうなんですか。

●植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

●植田学びのまち総務課長（植田啓司） 追認についての御質問です。本案件については、手続上議会の議決を経てなかったというところに瑕疵がございまして、そのほかの手

続き、予算の編成であったり契約、物品の納品であったり、支払いのところの瑕疵はなかったものと考えます。よって、本議会で議決を経ていないところの瑕疵を追認していただくことによって、手続きが有効になるものと理解しております。これは他の自治体の例でもございます。あと判例によってもございまして、この手続きによってこの本案件が有効なものになるものと考えております。以上です。

**○白須副町長（白須寿）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、白須副町長。

**○白須副町長（白須寿）** 今回の契約につきましては、発注者側と受注者側で契約は結ばれていまして、それに基づいて物品納入、それから支払いはしております。ただ、邑南町の場合は700万円以上の契約をする場合、議決が必要だと。これは地方自治法それから条例で定めてあるところで、この手続きがなされていなかったということで今回追認をお願いするもので、民法等には問題ないと認識をしております。

**●石橋議長（石橋純二）** ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

**●石橋議長（石橋純二）** 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

**●石橋議長（石橋純二）** 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

**●石橋議長（石橋純二）** 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第101号財産の取得（追認）に、賛成の方の挙手を求めます。



(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第101号財産の取得（追認）については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第30 議案第102号〔追加議案〕 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第30。議案第102号財産の取得（追認）を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第102号の提案理由を御説明申し上げます。議案第102号は、財産の取得（追認）についてでございます。これは、議案第101号と同様に議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものであります。そのため、当該取得に係る契約事務の法的有効性を確保するため、追認の議決を得ようとするものでございます。詳細につきましては学びのまち総務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議案第102号財産の取得（追認）について御説明申し上げます。本件につきましては、令和6年度町内小学校指導者用及び学習者用デジタル教科書の購入に係る財産の取得についてでございます。4年ごとに行われる小学校教科書の改定に伴い教師用指導書及び教科書を購入する必要となり、令和6年4月1日に物品購入契約を締結いたしました。しかし、この物品購入契約は予定価格が700万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき財産の取得に該当していましたが議会の議決を経ずに契約を締結しておりました。そのため、今回議案として議会に提出し追認

の議決をお願いするものです。取得物品は、町内小学校教師用指導書及び学習者用デジタル教科書、数量は1, 311冊です。取得の目的は、町内小学校における学習指導用に供するためです。令和6年4月1日に、随意契約で物品購入契約を締結しております。取得金額は1, 545万9, 478円で、納入期限は令和6年4月8日です。取得の相手先は、島根県邑智郡邑南町矢上3890有限会社インダ代表取締役石田博明様です。地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本契約は予定価格が700万円以上の動産の買入であることから、議会の議決を求めるものであります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。議案第102号、財産の取得（追認）に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第102号財産の取得（追認）については、原案のとおり決定いたしました。暫時休憩いたします。ここで休憩に入らせていただきます。

—— 午後 2時 13分 休憩 ——

(追加日程の第5号の追加1配布)

—— 午後 2時 14分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、総務教民常任委員会委員長から、発委第3号介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出。発委第4号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出が、提出されました。これら2件を日程に追加し、発委第3号を追加日程第1として、発委第4号を追加日程第2として、順次議題にいたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1。発委第3号介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出。追加日程第2。発委第4号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を日程に追加し、順次議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第1 発委第3号)

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第1。発委第3号介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野総務教民常任委員会委員長(平野一成) 議長、6番。

●石橋議長(石橋純二) 6番、平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 発委第3号。令和6年9月13日。邑南町議会議長石橋純二様。提出者、総務教民常任委員会委員長平野一成。介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。提案理由でございますけども、先ほどの請願審査報告書で報告したとおりの内容でございます。意見書が別紙にて添付されてございますので、こちらを御参照いただきまして、御理解御確認を頂戴をいただき議員諸氏の賛同を求めるものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 2時 18分 休憩 ——

(ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。)

—— 午後 2時 23分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。ここで先ほどの文書の入替えをいたしましたので、委員長さんのほうから説明をお願いしたいと思います。

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 失礼いたしました。先ほど確認をいただきました意見書のところで3行目の後半部分ですけども。地方の自体にとってはとなっておりますけども、これは地方の自治体の間違いでございました。これを訂正をして現在別のファイルでタブレットにアップされておりますので、そちらを確認いただきたいと思います。よろしくお願いします。

●石橋議長（石橋純二） ただいま平野総務教民常任委員会委員長より説明がございましたとおりでございます。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第3号介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第3号介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出については、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第2 発委第4号）

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第2。発委第4号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） 6番、平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●平野総務教民常任委員会委員長（平野一成） 発委第4号。令和6年9月13日。邑南町議会議長石橋純二様。提出者、総務教民常任委員会委員長平野一成。国に対し、「刑事訴訟法の最新規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。提案理由でございますけれども、先ほどの請願審査報告書で報告したとおりでございます。なお、別紙にて意見書の案が添付いたしておりますので、そちらを御参照いただいて、御理解御確認の上議員諸氏の賛同を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 2時 27分 休憩 ——

（ ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 ）

—— 午後 2時 29分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

(平野総務教民常任委員会委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。  
発委第4号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出  
に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第4号国に対し、「刑事訴訟法  
の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出については、原案のとおり決定いた  
しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第31 閉会中の継続審査又は継続調査の付託 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第31。閉会中の継続審査又は継続調査の付託を、議題
といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査又は継
続調査の申出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申出のとおり、これを閉会
中の継続審査又は継続調査に付することに、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のと
おり、これを閉会中の継続審査または継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### （ 日程第32 議員派遣 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第32。議員派遣を、議題といたします。お諮りをいた  
します。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派

遣いたしたいと存じます。これに、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(閉会宣告)

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て終了しました。以上をもちまして本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第8回邑南町議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。

(「お疲れさまでした」の声あり)

—— 午後 2時 31分 閉会 ——